

福島県土木部コンクリート製品認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県土木部発注工事に使用するコンクリート製品（以下「製品」という。）の品質向上と安定供給の確保を図るため、製品の認定に関して必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 製品の認定に必要な基準については、日本産業規格（JIS）又は「福島県土木部コンクリート製品認定規格」による。

(認定対象製品)

第3条 認定の対象となる製品は、別表「コンクリート製品認定品目一覧表」による。

(認定の申請)

第4条 製品認定を申請する工場は、土木部長に申請するものとする。
ただし、認定の対象工場は、県内の工場とする。

(認定)

第5条 土木部長は、申請のあった製品及び工場について、「福島県土木部コンクリート製品認定要領」（以下「要領」という。）により認定基準に適合すると認められるときは、製品の認定を行い、その旨を申請者に対して通知するものとする。

(認定期間)

第6条 認定期間は、認定申請の翌年度の4月1日から一年間とする。

(変更の届出)

第7条 認定を受けた工場は次の各号に掲げる事由が生じたときは、10日以内にその旨を土木部長に届けなければならない。

- 一 工場閉鎖
- 二 認定製品の製造中止
- 三 認定工場の名称、所在地及び代表者の変更
- 四 その他申請書の内容に変更を生じたとき

(認定の取消し)

第8条 土木部長は次の各号に該当するに至ったときは、認定を取り消すことができる。

- 一 製品認定申請書類に虚偽の事項を掲載したと認められるとき
- 二 第2条の認定基準で規定する品質管理に適合しない製品を製造・販売したと認められるとき
- 三 その他必要と認めるとき

(その他)

第9条 製品認定の運用に係わる細則については、要領によるものとする。

(付 則) この要綱は、平成 7年4月1日から施行する。

(付 則) この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(付 則) この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(付 則) この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(付 則) この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

別表

コンクリート製品認定品目一覧表

	品目	規格	備考
JIS規格品	1 鉄筋コンクリートU型側溝及び蓋	JIS A 5372 附属書E 推奨仕様E-2 (上ぶた式U型側溝)	
	2 コンクリートL型側溝及び鉄筋コンクリートL型側溝	JIS A 5371 附属書C 推奨仕様C-1 JIS A 5372 附属書E 推奨仕様E-4 (L型側溝)	
	3 コンクリート境界ブロック	JIS A 5371 附属書B 推奨仕様B-2 (境界ブロック)	
	4 鉄筋コンクリートフリューム及び鉄筋コンクリートベンチフリューム	JIS A 5372 附属書F 推奨仕様F-1 (フリューム、ベンチフリューム)	
	5 道路用鉄筋コンクリート側溝及び蓋	JIS A 5372 附属書E 推奨仕様E-3 (落ちふた式U型側溝)	
	6 下水道マンホール側塊	JIS A 5372 附属書D 推奨仕様D-1 (マンホール側塊)	
	7 コンクリート積ブロック	JIS A 5371 附属書D 推奨仕様D-1 (積ブロック)	
その他	8 普通型道路用鉄筋コンクリート側溝及び蓋	側溝Ⅲ-A-c-30~60 規格は標準図集による 蓋Ⅶ-C-a-30~60	
	9 コンクリート張りブロック	寸法、形状、重量はメーカー規格	控長25cmとしm ² あたり重量は250kg以上300kg未満とする
	10 コンクリート平張ブロック	寸法、形状、重量はメーカー規格	
	11 コンクリート連節ブロック	寸法、形状、重量はメーカー規格	
	12 ボックスカルバート	(RC型)Ⅷ-A-a-600×600~3000×2000(9規格) (PC型)Ⅷ-A-b-1000×1000~3000×2000(7規格)	認定品目の内空断面は標準図集による
	13 異形カルバート	寸法、形状、重量はメーカー規格 Ⅶ-A-a-150~1100、Ⅶ-A-b-200~1100	
	14 擁壁ブロック (L型)	(載荷重10kN/m ²)Ⅶ-A-a-1000~3000 (9規格)	認定品目の擁壁高は標準図集による 寸法、形状、重量はメーカー規格
	15 法枠ブロック	寸法、形状、重量はメーカー規格	

注) 表中の「標準図集」は「土木工事標準設計図集(福島県土木部)」を指す。

【普通型側溝及び普通型側溝用蓋】

1. 適用範囲

この規格は、福島県土木部発注工事に使用する普通型側溝（Ⅲ-A-c 30～60）及び普通型側溝ふた（Ⅶ-C-a 30～60）に適用する。

2. 普通型側溝及び普通型側溝用ふた 使用区分

1種は歩道用として、3種は縦横断用（T-25）として使用する。

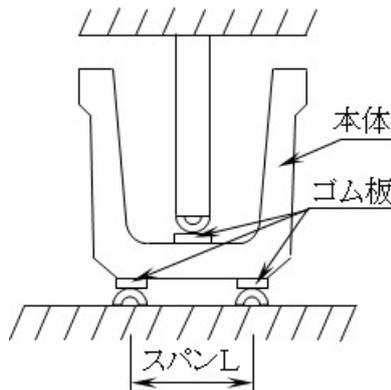
3. 本規格に規定する事項以外は、「コンクリート標準示方書〔施工編：特殊コンクリート〕」“12章工場製品”及びJIS A 5372 附属書Eによる。

4. 性能

曲げ試験は、側溝及びふたを下記のように据付け、規定する曲げ強度荷重において幅 0.05mm を越えるひび割れが発生してはならない。

① 本体の曲げ試験

本体の曲げ強度荷重

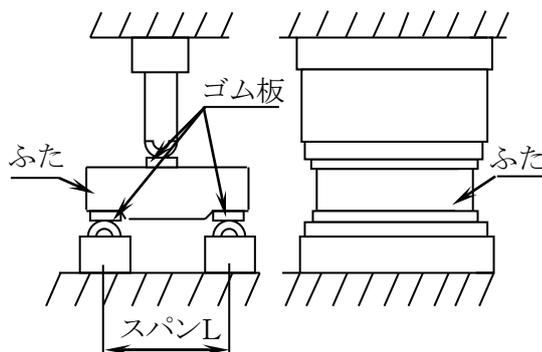


(1種・3種共通)

記号	Lスパン(mm)	曲げ強度荷重(kN)	
		1m	2m
Ⅲ-A-c- 30	250	28	56
Ⅲ-A-c- 35	300	28	55
Ⅲ-A-c- 40	350	20	40
Ⅲ-A-c- 45	400	21	41
Ⅲ-A-c- 50	450	22	43
Ⅲ-A-c- 60	550	20	40

② ふたの曲げ試験

ふたの曲げ強度荷重



(1種・3種共通)

記号	Lスパン(mm)	曲げ強度荷重(kN)
Ⅶ-C-a- 30	380	31
Ⅶ-C-a- 35	440	38
Ⅶ-C-a- 40	500	33
Ⅶ-C-a- 45	540	33
Ⅶ-C-a- 50	600	34
Ⅶ-C-a- 60	700	26

5. 寸法の許容差

寸法の許容差は、下表のとおりとする。

① 本体

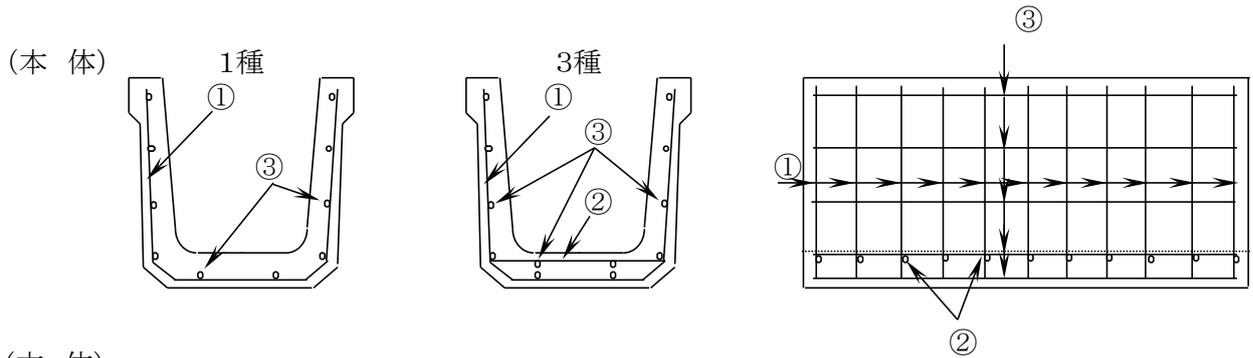
寸法の許容差 (mm)	
幅・深・厚	±3
長さ	±6

② ふた

寸法の許容差 (mm)	
幅及び長さ	±3
厚さ	±3

6. 配筋

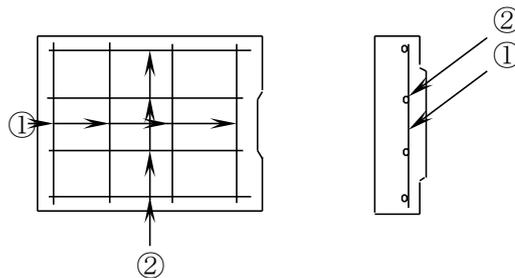
側溝本体及びふたには、1種及び3種として次の配筋をする。



(本体)

呼び名	配筋 (1種)					配筋 (3種)							
	本体側壁・底版外側①			縦鉄筋 ③		本体側壁・底版外側①			底版内側 ②		縦鉄筋 ③		
	線径(mm)	本数		線径(mm)	本数	線径	本数		線径	本数		線径	本数
		1m	2m				1m	2m		1m	2m		
Ⅲ-A-c-30	3.2	7	14	3.2	10	D6	11	22	5.0	11	22	4.0	12
Ⅲ-A-c-35	3.2	8	16	3.2	12	D6	11	22	5.0	11	22	4.0	12
Ⅲ-A-c-40	4.0	7	14	3.2	14	D6	13	26	D6	7	14	4.0	14
Ⅲ-A-c-45	4.0	7	14	3.2	17	D6	14	28	D6	7	14	4.0	16
Ⅲ-A-c-50	4.0	7	14	4.0	14	D10	7	14	D6	7	14	D6	16
Ⅲ-A-c-60	4.0	9	18	4.0	17	D10	7	14	D6	7	14	D6	20

(ふた)



(ふた)

呼び名	配筋 (1種)				配筋 (3種)			
	横鉄筋 ①		縦鉄筋 ②		横鉄筋 ①		縦鉄筋 ②	
	線径	本数	線径	本数	線径	本数	線径	本数
Ⅶ-C-a 30	4.0	4	4.0	4	D6	4	4.0	4
Ⅶ-C-a 35	4.0	4	4.0	4	D6	4	4.0	4
Ⅶ-C-a 40	4.0	4	4.0	5	D6	5	4.0	5
Ⅶ-C-a 45	4.0	4	4.0	5	D6	5	4.0	5
Ⅶ-C-a 50	4.0	4	4.0	6	D6	5	4.0	6
Ⅶ-C-a 60	4.0	4	4.0	6	D6	7	4.0	6

7. 検査方法

検査は、「JIS A 5372 推奨仕様 E-3.8 検査」により行うものとするが、「検査ロット」については、1000個以下又は3ヶ月以内を1ロットとしなければならない。

8. 表示

側溝及びふたには、据え付けたとき露出しない面に次の事項を表示しなければならない。

- イ. 種類又はその略号
- ロ. 製造業者名又はその略号
- ハ. 製造年月日又はその略号
- ニ. リサイクル材を用いている場合には、その旨を表示

【張ブロック】 【連節ブロック】 【法枠ブロック】

1. 適用範囲

この規格は、福島県土木部発注工事に使用する、張・連節・法枠ブロックに適用する。

2. 本規格に規定する事項以外は、「コンクリート標準示方書〔施工編：特殊コンクリート〕」 “12章工場製品” 及び JIS A 5371 附属書 D による。

3. 強度試験

強度試験は、「JIS A 5371 附属書 D D.6 試験方法」による。

4. 寸法の許容差

寸法の許容差は、下表のとおりとする。

張ブロックの場合

(mm)

a	b	r
±3	±3	±5

a : 面（長さ方向）の寸法

b : 面（幅方向）の寸法

r : 控え（厚さ）の寸法

平張・連節・法枠ブロックの場合

(mm)

a	b	r
±3	±3	±3

a : 面（長さ方向）の寸法

b : 面（幅方向）の寸法

r : 控え（厚さ）の寸法

5. 検査方法

検査は、「JIS A 5371 附属書 D D.7 検査」により行うものとするが、検査頻度については、1000個以下または1ヶ月以内を一組とする。

6. 表示

張・連節・法枠ブロックには、据え付けたとき露出しない面に次の事項を表示することを原則とするが、困難な場合はこの限りではない。

イ. 呼び名

ロ. 製造業者名又はその略号

ハ. 製造工場名又はその略号

ニ. 成型年月日又はその略号

【擁壁ブロック】

1. 適用範囲

この規格は、福島県土木部発注工事に使用する擁壁ブロック（VII-A-a-1000～3000）に適用する。

2. 設計条件

擁壁ブロックの設計条件は、次のとおりとする。

①盛土高 0 m（水平）

②裏込め土

土の種類	単位体積重量	内部摩擦角
砂質土	19.0N/m ³	30°
礫質土	20.0N/m ³	35°

③載荷量

W=10kN/m² とし、載荷方法は標準図集による。

④土圧計算

試行くさび法

⑤地震の影響は考慮しない

⑥滑動に対する安全率

$FS \geq 1.5$

⑦転倒に対する安全

$e \leq B/6$

⑧コンクリート設計基準強度

30N/mm² 以上

⑨コンクリート許容曲げ圧縮応力度

10N/mm² 以上

⑩鉄筋の許容引張応力度(SD295A)

160N/mm²

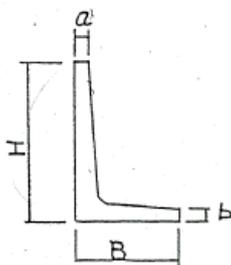
3. 本規格に規定する事項以外は、「コンクリート標準示方書〔施工編：特殊コンクリート〕」“12章工場製品”による。

4. 性能

社内規格に定める試験方法及び曲げ強度荷重において幅 0.05mm を越えるひび割れが発生してはならない。曲げ強度荷重は、擁壁の設計に用いた土圧合力の水平成分を参考とする。

5. 寸法の許容差

寸法の許容差は、下表のとおりとする。



(mm)				
a	b	H	B	L
±3	±3	±3	±3	+5 -3

6. 検査の方法

最終検査は、外観、性能、形状及び寸法とする。

受渡検査は、外観、形状及び寸法とする。

検査頻度については、300個以下又は3ヶ月以内を一組とする。

7. 表 示

擁壁ブロックには、据え付けたとき露出しない面に次の事項を表示しなければならない。

イ. 種類又はその略号

ロ. 製造業者名又はその略号

ハ. 製造年月日又はその略号

ニ. リサイクル材を用いている場合には、その旨を表示

【ボックスカルバート】

1. 適用範囲

この規格は、福島県土木部発注工事に使用する、ボックスカルバート（Ⅷ-A-a-600×600～3000×2000(RCタイプ)、Ⅷ-A-b-1000×1000～3000×2000(PCタイプ))に適用する。

2. 本規格に規定する事項以外は、「コンクリート標準示方書〔施工編：特殊コンクリート〕」又は“12章工場製品”及びJIS A 5372 推奨仕様 C-4 又は JIS A 5373 推奨仕様 D-2 による。

3. 強度試験

強度試験は、「JIS A 5372 推奨仕様 C-4.7 試験方法」又は「JIS A 5373 推奨仕様 D-2.7 試験方法」による。

4. 寸法の許容差

寸法の許容差は、「JIS A 5372 推奨仕様 C-4.4 形状、寸法及び寸法の許容差」又は「JIS A 5373 推奨仕様 D-2.4 形状、寸法及び寸法の許容差」による。

5. 検査方法

検査は、「JIS A 5372 推奨仕様 C-4.8 検査」又は「JIS A 5373 推奨仕様 D-2.8 検査」により行うものとする。

6. 表示

ボックスカルバートには、据え付けたとき露出しない面に次の事項を表示することを原則とするが、困難な場合はこの限りではない。

- イ. 種類又はその略号
- ロ. 製造業者名又はその略号
- ハ. 製造年月日又はその略号
- ニ. リサイクル材を用いている場合には、その旨を表示

【異形カルバート】

1. 適用範囲

この規格は、福島県土木部発注工事に使用する、異形カルバート（VII-A-a-150～1100（I形）及びVII-A-b-200～1100（IV形））に適用する。

2. 形状、寸法及び寸法の許容差

形状、寸法は、土木工事標準設計図集によるものとする。

寸法の許容差は、下表のとおりとする。

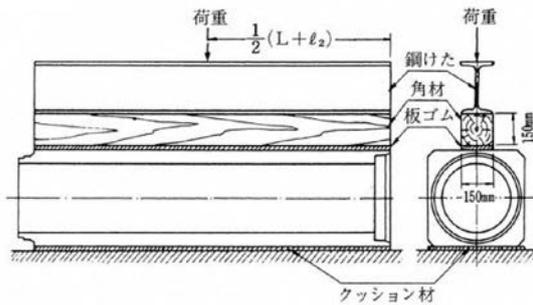
種類	呼び径	D	B	T	L
I形	150～250	±3	±3	+3, -2	+10, -5
	300～600	±4		+4, -2	
	700～900		±5	+6, -3	
	1000・1100	±6			
IV形	200～250	±3	±3	+3, -2	+10, -5
	300～600	±4		+4, -2	
	700～900		±5	+6, -3	
	1000・1100	±6			

3. 強度試験

強度試験は、図1又は図2に示す方法で外圧試験を行い、表-1に占める外圧試験荷重に耐えるものとする。

外圧試験方法の全長加圧は、溝埋設又は、盛土下に埋設され、等分布荷重の作用する場合の強さに対する試験で、部分加圧は、自動車(T-25)の後輪一輪が直接載荷される場合に対する強さ試験であり、用途に対応して試験する。

I形



IV形

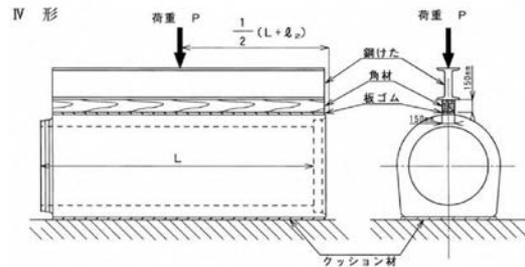


図-1 全長加圧の試験方法

I形

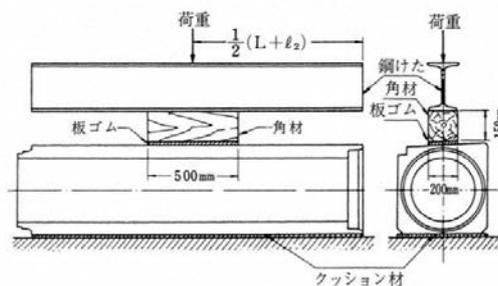


図-2 部分加圧の試験方法

表-1 I形及びIV形の外圧試験荷重

種類	呼び径	全長加圧 kN/m		部分加圧 kN	
		ひび割れ	破壊	ひび割れ	破壊
I形	150	72	108	117	234
	200	74	111		
	250	76	114		
	300	78	117		
	350	80	120		
	400	85	128		
	450	88	132		
	500	91	137		
	600	101	152		
	700	110	165		
	800	118	177		
	900	126	189		
	1000	133	200		
	1100	139	209		
IV形	200	70	105		
	250	72	108		
	300	74	111		
	350	76	114		
	400	81	122		
	450	84	126		
	500	87	131		
	600	95	143		
	700	104	156		
	800	112	168		
	900	120	180		
	1000	126	189		
1100	132	198			

注. ひび割れとは、CSBに荷重をかけて幅0.05mmのひび割れが生じた時の荷重をいい、破壊とは試験機の示す最大荷重をいう。

4. 検査方法

検査は、「JIS A 5372 推奨仕様 C-2.8 検査」に準じて行うものとする。

5. 表示

異形カルバートには、据え付けたとき露出しない面に次の事項を表示することを原則とするが、困難な場合はこの限りではない。

- イ. 種類又はその略号
- ロ. 製造業者名又はその略号
- ハ. 製造工場名又はその略号
- ニ. リサイクル材を用いている場合には、その旨を表示